（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第八条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出書のその他の記載事項） **第十条**　法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　加入する認定資金決済事業者協会（前払式支払手段発行者をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称 （保有者に対する前払式支払手段の払戻し） **第四十一条**　［略］ ２　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第六項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告しなければならない。 ［３・４　略］ ５　前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 ６　［略］ ７　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。 一　当該公告をしたことを証する書面 二　第三項の規定による掲示又は第四項の規定による情報の提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置の内容が確認できる書類 三　［略］ ８・９　［略］ **別紙様式第18号**（第41条第７項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　号 住所（郵便番号） 電話番号（　）　－ 商号又は名称 氏　名 （法人等にあっては、代表者の役職氏名）	（届出書のその他の記載事項） **第十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　加入する認定資金決済事業者協会の名称 （保有者に対する前払式支払手段の払戻し） **第四十一条**　［同上］ ２　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告しなければならない。 ［３・４　同上］ ［項を加える。］ ５　［同上］ ６　［同上］ 一　当該公告の写し 二　第三項の規定による掲示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類 三　［同上］ ７・８　［同上］ **別紙様式第18号**（第41条第６項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　号 住所（郵便番号） 電話番号（　）　－ 商号又は名称 氏　名 （法人等にあっては、代表者の役職氏名）